



(社)徳島県宅地建物取引業協会 会長 出口 建 夫

新年明けましておめでとうございます。
謹んで新春のお慶びを申し上げます。

昭和 42 年に協会創立以来、45 年という長い年月が過ぎました。新しい年を迎えるにあたって今日まで宅地建物取引業の健全な発展と公正な取引実現のために努力を重ねてこられた会員の皆様、歴代の役員の皆様にあらためて心からの敬意と感謝を表する次第です。

昨年、12 月に行われた衆議院議員選挙の結果、3 年 3 ヶ月ぶりに自民党政権が誕生し、デフレ脱却と 2 パーセントのインフレ目標の設定等の景気浮揚に向けた経済活性化のための基本的な方向性が打ち出されました。東日本大震災からの復興、原発事故の収束、社会保障と税の一体改革、円高への対応、ヨーロッパの金融不安等、多くの解決しなければならない不確実な課題が山積するなかで長く続いたデフレ状況を脱却するため足踏みをする時間の余裕はないのが現状です。不動産業は国の政策に大きく影響を受けることは自明であり、これからの不動産業界が将来に明るい展望と期待を持つことができる経済活性化のための施策実現のために新しい政権の動向を冷静に注視していかなければなりません。

全宅連、全政連は平成 25 年度の税制改正及び土地住宅政策に関する提言において次の各事項を国に要望いたしました。

1. 消費税率引き上げにともなう住宅取得時の負担軽減措置
2. 適用期限を迎える各種税制特例措置の延長
 - (1) 住宅用家屋に係る登録免許税の軽減措置の延長
 - (2) 土地の売買に係る登録免許税の軽減税率の据え置き
 - (3) 不動産の譲渡等に係る印紙税の軽減措置の延長
 - (4) 住宅のバリアフリー改修工事、省エネ改

- 修工事にかかる所得税の特別控除の延長
 - (5) 住宅のバリアフリー改修工事、省エネ改修工事等に係る固定資産税の減額措置の延長・拡充
 3. 良質な既存住宅ストック形成を通じた国民の住生活向上を図るための特例措置の創設
 4. 各種軽減措置に係る適用要件の緩和
- 政策に関しては

1. 宅地建物取引主任者の名称変更
2. 良質な既存住宅の流通活性化策の推進
3. 農地法の改善
4. 不動産任意売却円滑化を図るための法整備
5. 不動産登記制度の改善
6. 定期借家制度の改善
7. 賃貸不動産管理業の確立

本年も全宅連、全政連との連携を図り、より実効性のある要望活動を通じて会員皆様の営業環境の改善と不動産市場活性化に取り組んでまいります。引き続きご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

徳島県宅建協会は平成 20 年 12 月 1 日に施行された新公益法人制度により公益社団法人移行の総会決議を経て県公益認定等審議会から認定答申を受け、平成 25 年 4 月 1 日をもって新法人に移行設立いたします。この 45 年余の長い間、本協会が不動産業界の健全な発展と不動産取引の適正化に努め消費者の住生活の改善と利益の保護、国の土地住宅政策への対応等、多大な役割を果たしてきたことが評価されたものと考えています。これを機に、不動産の無料相談、消費者保護のための事業、社会への貢献を重要な課題として、今後とも信頼される業界を目指し地位の向上に努めてまいります。

会員皆様には今後とも、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本年も皆様のますますのご活躍とご健勝をお祈り申し上げ新年のご挨拶といたします。